

毎月勤労統計調査について

令和元年11月27日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

平成16年から平成23年までの遡及推計について

1 平成16年から平成23年までの遡及推計の検証作業の進捗状況について

○平成16年から平成23年までの遡及推計を行うためには、	(現在の状況)
① 平成19年1月分調査に基づくギャップ修正を行うための、同月調査の指数作成系列における旧対象事業所分の集計値	調査産業計を構成する60産業（調査産業計を含む）についての検証は終了。 残りは17産業については作業中。
② 平成21年の抽出替え時点での新産業分類変更に伴い付け替える抽出率逆数	検証は終了。
③ 平成22年以前の雇用保険データによる毎月勤労統計調査の労働者数の補正率	検証は終了。
の推計値が必要。	

2 遡及推計（実数・指数）の流れ（概要）（1）

推計作業の概要は以下のとおり。

ただし、推計作業を進めつつ、推計結果の検証を行い、推計方法等の見直しを適宜行う。

I 実数集計

(1) 平成16年新1月分調査（平成13年事業所・企業統計調査によるベンチマーク更新）

- a 平成16年新1月分の従来の公表値ベースの平成14年改定の産業分類による集計結果の前月末労働者数から平成16年新1月分母集団労働者数を作成。
- b 平成16年新1月分の実数集計を実施。（※5頁の課題が判明）
- c 平成16年新1月分調査票情報を用いて毎月勤労統計データによる補正のための補正数を算定。
- d 従来の公表値ベースの集計値（平成16年新1月分本月末労働者数と平成16年2月分前月末労働者数）を用いて雇用保険データによる補正のための補正率を算定。
（平成16年から平成23年までの遡及推計で検討した③の計算式を使用。）
- e bの平成16年新1月分の集計結果の本月末労働者数に対して、dの雇用保険データによる補正及びcの毎月勤労統計データによる補正を実施して、平成16年2月分の母集団労働者数を作成。

以下、平成21年旧1月分までb～eと同様な方法により集計を実施。

2 遡及推計（実数・指数）の流れ（概要）（2）

- (2) 平成21年新1月分調査（平成18年事業所・企業統計調査によるベンチマーク更新）
 - a 平成18年事業所・企業統計調査または従来の平成21年新1月分の従来の公表値等から新たに算定されるギャップ率を用いて平成21年新1月分の母集団労働者数を作成。
 - b (1) のb～eと同様に平成21年新1月分から平成21年12月分までの実数推計を実施。
- (3) 平成22年1月分調査（平成19年改訂の産業分類へ表章の変更）
 - a 平成21年12月分の本月末労働者数に対して毎月勤労統計データによる補正と雇用保険データによる補正を行った平成22年1月分母集団労働者数を平成19年改訂の産業分類に組換え。
 - b (1) のb～eと同様に平成22年1月分から平成24年旧1月分までの実数集計を実施。
（平成16年から平成23年までの遡及推計で検討した②の抽出率逆数を使用。）

II 指数作成

- (1) 平成16年1月分から平成23年12月分の実数集計の結果から平成27（2015）年を100とする指数を作成。
- (2) 雇用指数
平成16年1月分調査（平成13年事業所・企業統計調査によるベンチマーク更新）、平成21年新1月分調査（平成18年事業所・企業統計調査によるベンチマーク更新）及び平成24年1月分調査（平成21年経済センサス基礎調査によるベンチマーク更新）を考慮して、平成16年2月分から平成23年12月分の指数のギャップ修正を行う。
- (3) 賃金・労働時間指数
 - a 平成16年2月分～平成18年12月分まで平成19年1月分の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施する。
（平成16年から平成23年までの遡及推計で検討した①の平成19年旧1月分調査の推計値を使用。）
 - b 平成19年2月分～平成20年12月分まで平成21年1月分の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施する。
 - c 平成21年2月分～平成23年12月分まで平成24年1月分の抽出替えに伴う指数のギャップ修正を実施する。

3 第139回統計委員会までに判明した課題とその後の対応状況（1）

（確認された事項）

平成16年1月分から12月分までの保存されている調査票情報を確認したところ、付与されている産業分類が平成5年改訂の産業分類のみであった。

（従来の集計値の公表の状況）

- ・平成16年1月分調査において、平成13年事業所・企業統計調査を用いて抽出換えを行っているが、抽出率逆数は平成31年2月20日第132回統計委員会提出資料で示したように平成14年改定の産業分類を用いて算定されている。
- ・平成16年1月分～12月分までは、平成5年改定の産業分類を用いて集計・公表している。
- ・平成17年1月分公表時に、表章する産業分類を平成14年改定に変更し、指数については平成12年1月分まで遡って再集計し公表している。



（必要となる対応）

平成15年以前の指数と接続するのは、平成14年改訂の産業分類による集計結果であり、指数及び前年比等の伸び率を算定するためには、平成16年1月分～12月分までの調査票情報の産業分類について平成14年改訂の産業分類に付け替えて集計することが必要。

- ・平成16年1月分から12月分の調査票情報の事業所番号をキーとして平成17年1月分から平成18年12月分までに提出された直近の調査票情報から平成14年改訂の産業分類を転記する。
- ・平成17年1月分から平成18年12月分までに提出された調査票情報がない場合は、平成5年改定の産業分類と平成14年改訂の産業分類の新旧対応表を作成して産業分類を転記。産業分類が一意に定まらない産業分類については、原則として上記で転記した事業所数の多い産業分類に格付ける。

3 第139回統計委員会までに判明した課題とその後の対応状況（2）

（作業の実施状況）

- （1）平成16年1月分から12月分の調査票情報の事業所番号をキーとして平成17年1月分から平成18年12月分までに提出された調査時点に一番近い調査票情報等から平成14年改訂の産業分類を転記した（平成16年1月分では、24,417事業所のうち、13,320事業所）。
- （2）平成17年1月分から平成18年12月分までに提出された調査票情報等がない場合は、別途作成した平成5年改定の産業分類と平成14年改訂の産業分類の新旧対応表を使って転記した。（平成16年1月分では、（1）の残り11,097事業所のうち10,886事業所）
- （3）新旧対応表によって産業分類が一意に対応しない場合は、平成16年1月分で転記した事業所数の多い平成14年改訂の産業分類に格付けた。（平成16年1月分では、（2）の残り211事業所）
- （4）平成16年1月分から12月分の調査票情報について平成5年改定の産業分類を確認することにより同期間中に変更があった事業所（22事業所）を特定し、変更の状況に応じて平成14年改定の産業分類に付け替えた。

3 第139回統計委員会までに判明した課題とその後の対応状況（3）

H5年分類とH14年分類が一意に対応しない産業分類の付け替え状況

H5年分類		平成16年1月分の事業所数	(1)の作業で転記できた事業所数	(1)の作業で転記できたH14年分類の内訳			転記できない事業所数	転記できない事業所に付与したH14年分類	
産業小分類				単位集計産業	産業小分類	事業所数			
F319	その他の輸送用機械器具製造業	20	16	F30	F309	その他の輸送用機械器具製造業	11	4	F309
				F26	F263	建設機械・鉱山機械製造業	0		
				F30	F305	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	5		
F349	他に分類されない製造業	91	50	F32	F329	他に分類されない製造業	49	41	F329
				H	H412	音声情報制作業	1		
H461	郵便業	279	195	H	H371	信書送達業	34	84	P781
				P	P781	郵便局	161		
J682	証券業類似業	13	5	K	K652	証券業類似業	1	8	Q839
				QS	Q839	他に分類されない生活関連サービス業	4		
				Q84	Q849	その他の娯楽業	0		
L743	写真業	27	13	Q80	Q808	写真業	9	14	Q808
				QS	Q839	他に分類されない生活関連サービス業	4		
L869	他に分類されない事業所サービス業	201	141	Q90	Q909	他に分類されない事業サービス業	141	60	Q909
				H	H412	音声情報制作業	0		
				H	H415	映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業	0		